

特定個人情報保護委員会（第5回）議事概要

- 1 日時：平成26年2月7日（金）10：00～11：30
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
内閣官房 社会保障改革担当室 水町参事官補佐
- 4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報保護評価指針について

事務局から配布資料について説明があった。

論点「重大事故の例外について」

阿部委員から「配送事故等とすることで、対象案件が広がり、そのかわり機関の責めに帰するものは事故に入れるという理解か」という旨の質問があり、事務局から「配送事故ではなくとも、機関の責めによらないものもあると思われるが、例示として配送事故を記載」という旨の説明があった。

手塚委員から「ネットワークの側面は考慮する必要はあるのか。配送事故や盗難は物理的な側面であり、配送の問題だが、ネットワークに関することは表現できているのか。また、すべきなのか」という旨の質問があり、事務局から「配送事故や盗難は物理的なもので、ネットワークによる情報の抜き取り等は例外にはならず、101件以上になれば評価書の作成が必要になるものと思われる。盗難の場合などはその責めに帰するか否かは難しいところだが、ずさんな持たせ方をするような場合は問題。適正な手続きをとっており、対策の取りようがない盗難にあった場合は対象とならないというものではないか」という旨の説明があった。阿部委員から「責めに帰さない事由とは、最高レベルの対策を講じていても、それを上回る侵害行為があった場合というのでもあるのではないか」という旨の発言があった。

手塚委員から「物理的な配送システムは、配送の責任が明確であるが、ネットワークの時にどう整理するのだろうか。自分の責任であるのは当然、ということにするのか。整理する必要があると思っている」という旨の発言があった。

原案のとおり了承された。

論点「承認対象以外の評価書の確認について」

阿部委員から「この表現でいいのではないか」という旨の発言があった。
原案のとおり了承された。

論点「全項目評価書に係る国民からの意見聴取の方法について」

手塚委員から「指針で30日以上とするという考え方は良いかと思う。また、行政機関と地方公共団体で同等に取り扱うというのが大事であるため、事務局案でよいと思う」という旨の発言があった。阿部委員から「地方公共団体の場合に、法律上は「国民」から意見を聴取するとなっているが、地方公共団体の場合は住民が中心であって、それ以上に影響が及ぶ範囲は努力するという書き方もあるのではないか」という旨の発言があり、手塚委員から「何か決まりがないのであれば、おっしゃったようにすべきだ」という旨の発言があった。これに対し、阿部委員から「解釈論の問題で、法律上国民と書いているものを、地方公共団体ではどう読むかという話だ」という旨の発言があった。堀部委員長から「他の部分についても全体として記載を統一する必要がある。阿部委員のご指摘を反映する方向で検討いただきたい」という旨の発言があり、事務局から「ご意見を踏まえ検討したい」という旨の発言があり、記述を修正することとなった。

論点「全項目評価書の承認に係る審査の観点について」

阿部委員から「この観点という案でいいのではないか」という旨の発言があり、手塚委員から「観点としては良いと思う、このように例示し、審査の観点としておくのがいいのではないか。チェックリスト型では趣旨を違えてしまうので、こういう観点をくみ取っていただくという意味でそのように示す方がいい」という旨の発言があった。

原案のとおり了承された。

論点「全項目評価書の承認に係る標準処理期間について」

阿部委員から「行政手続法関係の法令で、標準処理期間が定められているものがある。何も書かないよりは、それを引用して実際に支障がないようになど、できるだけ早くやる意味合いを入れておくべきではないか」という旨の発言があり、事務局から「実務に不必要な負担がないように十分配慮しなければならない、という形で解説書に入れておいてはどうか」という旨の発言があった。

手塚委員から「一度やってみて具体的にどれくらいだったのかという感触はあるのか。一度やってみて、どの程度の時間がかかるのかを抑えたうえで考えていくのが必要ではないか。解説書の記載自体は、書くべきことは柔らかか目に書くということでもいいと思う」という発言があり、事務局から「初回は、出てくる評価書の量が集中する可能性があるため、順調に審査が回り出した際に、標準処理期間が見えてくると思う」という旨の発言があった。

手塚委員から「運用でうまく平準化することにより、評価書が溜まるだ

け溜まってしまうというような事態は避けるべきだ。運用を考えておいた方がいい」という旨の発言があり、事務局から「計画書において評価書の提出時期等を記載してもらうことを検討している。計画書は基礎評価書と同時に出てくるので、その時に見積もりが立つと思う」という旨の発言があった。堀部委員長から「意見を参考に解説書の表現を検討いただきたい」という旨の発言があった。原案のとおり了承された。

論点「プライバシー保護の理念について」

手塚委員から「指針における表記は、基本的な考え方については特段変更なしということか」という旨の質問があり、事務局から「文言・用語の若干の修正のみである」という旨の発言があった。

阿部委員から「個人のプライバシー等の権利利益という言葉で一貫しているが、これは番号法関連のプライバシーであって、仮に委員会の権限が個人情報一般に拡大した場合は変えなければならないということか」という旨の質問があり、事務局から「そのような理解である」という旨の発言があった。

手塚委員から「事務局に整理してもらった情報を考慮すれば、この案でよいのではないか」という旨の発言があり、堀部委員長から「個人情報保護法の基本的理念の考え方は、憲法 13 条に根拠があると議論されてきている。13 条の人格尊重の理念というところからすると、プライバシーということでもまとめてもいいのではないか。方向性はこれで良いとして、次回、確認のため議論して決めたい」という旨の発言があった。本論点については次回、再確認することとなった。

(2) 議題 2：特定個人情報保護評価に関する規則の考え方（案）について

事務局から資料について説明があった。

手塚委員から「規則と指針はパブリックコメントにかけるため、同時に出すのか」という旨の発言があり、事務局から「それが望ましい」という旨の発言があった。

(3) 議題 3：訓令の制定について

事務局から祝辞等に関する規程等の各訓令案について説明があった。原案どおり了承された。

(4) 議題 4：その他について

事務局から第二回委員会議事概要案について説明があった。原案どおり了承され、ホームページに掲載されることとなった。

以上